

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年3月1日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミヤ津高店

所在地 岡山市北区横井上83番3号 外

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 イズミヤ株式会社

住所 大阪市西成区花園南1丁目4番4号

代表者の氏名 代表取締役 四條 晴也

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

NO.	位 置	面 積
1	店舗南側	1 2 2 m ²
2	店舗西側	4 1 2 m ²
合計		5 3 4 m ²

(変更後)

NO.	位 置	面 積
1	店舗南側	4 9 0 m ²
2	店舗東側	4 4 m ²
合計		5 3 4 m ²

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻：午前10時00分（年間60日は午前9時）

閉店時刻：午後8時00分（年間60日は午後9時）

(変更後)

開店時刻：午前0時00分（24時間）

閉店時刻：翌午前0時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

NO.	駐車可能時間帯
1	午前9時45分から午後8時15分まで
2	(午前9時開店の場合は、午前8時45分から 午後9時閉店の場合は、午後9時15分まで)
3	
4	

(変更後)

NO.	駐車可能時間帯
1	24時間（一部午前6時00分から午後10時00分まで）
2	24時間（一部午前6時00分から午後10時00分まで）
3	午前6時00分から午後10時00分まで
4	24時間（一部午前6時00分から午後10時00分まで）

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

NO.	荷さばき可能時間帯
1	午前7時00分から午後7時00分まで
2	

(変更後)

NO.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から午後10時00分まで
2	

(4) 変更年月日

①：平成28年10月27日

②アからウ：平成28年4月27日

2 届出年月日

平成28年2月26日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成28年3月1日から平成28年7月1日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課